

## 高速道路障害者割引制度 より便利に

全国の高速道路運営各社は、従来の割引制度を見直し、より便利な形にして2023年3月27日より、適用を開始しました。

これまでは事前登録された自家用自動車に限り割引が適用されていましたが、それに加えて知人の車やレンタカーを利用する場合、介護が必要な重度の障害者がタクシーや福祉有償運送を利用する場合など事前登録していない自動車も割引の対象となります。

なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、当事者による割引申請の手続きは事前に終えておかななくてはなりません。

割引率は最大50%です。各運営会社によって異なります。

詳細については、以下の高速道路運営会社HPでご確認ください。

(クリックすると、対象のページが開きますが、一定期間が経過するとリンクができなくなります。

その時は各社のトップページから「障害者割引制度」へ進んでご確認ください。)

[NEXCO 東日本](#)

[NEXCO 中日本](#)

[NEXCO 西日本](#)

[首都高速道路](#)

[阪神高速道路](#)

[本四高速道路](#)